

## 県営住宅の知的および精神障害者の単身入居取扱要領への抗議と要望協議

日時：平成19年11月22日（木） 09時00分～12時00分

場所：福岡県庁

9：00 行政棟 ロビー 打ち合わせ会 出席者： 計12名

・これまでの経過説明

・交流のすすめ方

要望書の読み上げを分担

県の意向の確認

24時間サポートの条件を撤廃してもらう事を前提に話を進めていく

この1回で終わりではなく、続いていくようにする

9：40 議会棟 第四会議室へ移動 2名 合流：計14名

<議会棟 第四会議室>にて協議

【県出席者】 県議会： 県議会議員 1名

執行部：住宅管理課長補佐、住宅管理課管理係長、住宅管理課管理係、障害福祉課長補佐、  
障害者福祉課 精神保健福祉係長、：氏名は略す。計5名

【協議参加者】 発言者は個人の利害関係の配慮のためにA氏、B氏、C氏、D氏、E氏、G氏、J氏と表す。  
計14名

9：55 参加者全員の自己紹介

(協議開始)

A氏：11月15日に要望書を提出したが正誤と賛同団体が増えたので再配布した。

(要望書読み上げ)

県 議：県営住宅入居取扱要領についての要望書が提出された。住宅管理課とみなさんで話し合いを進めてきた  
おころだが十分なる理解には届かない。県当局の考え方の県当局の考えを示してもらい。その後、自分た  
ちの実態を協議。基本的に住宅の問題だが県の障害者施策が透徹しているか。  
住宅管理課長補佐から答弁を。

住宅管理課長補佐：1については公営住宅法に基づいてやっている。

(法の内容を読み上げ)

受付の申請の中身は17年改正の際、国の方で示したもの。市町村の準備が出来たら精神・知的障害者の  
入居も促進するようにとの事で指導を受けている。今まで精神障害者を受け入れていなかったが、精神障  
害者にも間口を広げ、今回国の指導にのっとって改正した。

二十条は昭和34年、国が通知。この条文は家賃以外に事業主体が貯蓄などさせないよという条文。  
入居者に対して家賃以外の義務を押し付ける事がないよという主旨の条文で入居に関する条文ではな  
い。

単身入居の場ブリックコメントは法律にのっとってやっているの必要性はないと考えている。

障害福祉課課長補佐：自立支援法が短い時間で施行。程度区分の問題や利用者負担の考え方が障害者の生活を圧  
迫、事業所から従来の月額制度から日額制度に代わって施設運営が苦しい。大きい声となって、国に要望

する中で特別対策事業がおこなわれているが十分ではない。国ではプロジェクトチームを作って対応。改正がおこなわれるがこれから見直す点がたくさん出てくると思う。

自立支援法の趣旨、身体知的精神の方々を一体的に支援。施設・病院から地域へ生活に移行。地域への移行でどこで生活するか、GHやCH、公営住宅の確保。GHなどへの助成が十分かこれからも議論していく。地域の方への障害の理解を進めていく。障害の理解が国民・県民の課題として認識。

相談支援事業は市町村が自らやってもいいし事業所に委託してもいい。相談支援事業所は80数か所が県下にあるが十分ではないのもっと普及させる必要がある。

北九州にしかない18年10月から本格実施の24時間サポート事業。2箇所

県 議：2・3・4の基本的考え方として提起。それぞれの整理は後にして、参加されてる方から意見を出してください。心あたたまる施策。社会福祉構造改革という地域支援という方策は良かったが、実際は厳しい制約があるという実態を見詰めて欲しいというのが皆さんの意見ではないかと思う。

B氏：市町村が24時間電話相談事業を選ばれる。福岡市は決定段階では任意であったが議会をへて決められたか？議会か行政か？

障害福祉課課長補佐：行政がやっという。必要な予算は市議会の承認。

B氏：予算がついたから実施されているととらえていいのか？

障害福祉課課長補佐：去年は2箇所だったが19年度実施予定は10か所。福岡市も含めて。

B氏：最初に決めたのは福岡市の行政であったとお認めになられるか。

障害福祉課課長補佐：議会で細かなやりとりがされたかはわからない。統括補助金でやる事業。

B氏：人件費や通信費、経費に充てられるお金と認識していいか。

障害福祉課課長補佐：いいです。

D氏：二十条の件で要望。入居者で掃除行かなかつたら幾ら、組長しなかつたら幾らというペナルティーがある。精神障害がある対人恐怖症の方、その方は生活保護で生活。組長をやっている間毎月ペナルティーで取られる。公営住宅に入れてもペナルティーを課せられたら障害を持った方が生活していくのは困難。ペナルティーが課せられないよう要請したい。

住宅管理課課長補佐：二十条の趣旨は事業主体がという事で、今のは自治体活動なので法律でどうのこうのはない。団地内での不都合な点の掘り起こしに対して改善策や自治会との話し合いもやっている。

県 議：これは早急に。障害福祉課を中心に認識がとられていないところに厳しさがある。自治会のみなさんに理解してくださいというのが必要。

人権の問題として同対局瀬戸局長と一緒にすすめて欲しい。(ハンセン病を例に精神障害はもっと厳しい。拠点的に取り組んでいく必要がある)

A氏：名古屋のAJU。二十年車いすの支援。今回知的・精神の受け入れ準備をしているのに地域住民からの7600人の反対署名運動が起こっている。知的・精神者は何をやらかすか分からないという反対者の意見。

入居にあたって24時間サポートなんだ、サポートがはずれたらどうなるかという地域住民の不安、偏見。北九州の事業の目的にサポートを誰に相談したらいいか分からない地域の不安の軽減なので偏見を県が押し進めているのではないか？規定を設けるのは。公営施行法令は国交省からは指導か？通達か？

住宅管理課長補佐：これは全国の事業主体を集めて会議を実施。その場で通知分と厚労省が出した、こういう仕組みだというのを出している。会議の場で資料のような仕組みでやっていくと説明があった。市町村の選択なのでできたところからやってください。北九州が仕組みにのっとった支援体制出来たので初めて募集要領の中に入れた。

A氏：制度について人権の問題は着目したのか？事務連絡であって国はこういう例を出し、各自治体はどうしたらいいか分からない、この通りにしなさいではない。

障害者基本法において二条と十七条が前提の公営法があり自立支援法もあってサポート事業をくっつけてきた。私たちの目から見ると各団体に回してるか分からないが、私は国レベルで見たことはあるが県レベルでは初めて、人権問題が含まれているがよく協議をしたのか？密室の中で部長決裁か局長決裁かわからないまま入居取扱要領を出しているのは拙速すぎるのではないか？公営住宅法の入居資格においてサポート事業が出来たから受けなければ入居できないというのは無理があるのではないか？

もうひとつ第六条。身体精神に著しい障害常時介護が必要か？居宅においてこれを受ける事が出来ないこと。出来る事が出来ずまた受ける事が困難であるの3点セットがそろわなければ別にサポート事業の足かせを入れる必要がない。通達のみで要領を作るには人権侵害。県営住宅において、通達、事務連絡に関して拙速すぎたのではないかと疑問。

J氏：現在、地域で暮らしている人は沢山いるがトラブルを起こした人は一人もいない。障害者と言ってもいろんな人がいて24時間サポートもつくっておかなければいけない、病院にも通っている。人がやるからいくらかお金もらってもやる人がいなければどうしようもない。民間に押し付けるのはおかしい。県が作るならいいが矛盾を感じる。県が責任回避をしているように思える。

B氏：居住の自由、選ぶ自由、家賃を払う、規則を守る、24時間サポートを受けなさいというのは公営住宅で済む条件をつけるのは二十二条上どうなのか？

障害福祉課課長補佐：公営住宅に単身入居が拡大されたのに関しては？

A氏：それは素晴らしい、ただ選択肢がない。施策は賛成。県がもっと基準を作れば市町村もこれはいい例だというのはまねてくる。

県 議：県が出すのは地方自治だから地方自治として一番適切な物を作っていく。行政のみならず、当事者や理解ある人たちの情報を終結しながら作っていくのが基本。

いい事は進められているけど抜けている部分もあるので気づく方法をとっていく。

E氏：24時間サポートという条件がついた。国の方針が変わってきたからついただけで福岡県が考えてつけたわけではないがこの資料を素直に読んだら障害者が出来るだけ地域で生活できるようにサポートしなさいと素直に読んだら読み取れるが、地域で生活したいが問題があったら行政が入って住めるようにしてあげなさい、そんな中で24時間サポートが必要であればサポートを受けれるようにしなさいと書いてある。ところが県のやつでは県が努力する事ではなく入居者が努力しないと入れてあげませんよというような条文になっている。それはなんでかとても大きい。これが根拠というのは不思議。

県 議：県の努力を示してはどうか？

住宅管理課長補佐：供給や管理など法の中で入居の基準がある。入居の規則がまた細かくある。公営住宅は、住宅に困窮された方をターゲットに絞って提供。健康上の問題になると我々は判断し難い。法律で基準を作っているのが憲法に反したところはない。意見はいろいろあるだろうがおかしいという意見があれば法律に立ち戻らなければならない。今回の居住サポート支援事業はもしかしたらもっといい仕組みがあるかもしれない。国がこういうメニューですよとしまして、あくまでも国交省が言っているのは事業主体は市町村を通じて、私どもは障害は専門ではないので意見を聴く立場なのでそれは法改正くらい、市町村には確認をするようにはしている。

11:05～11:10 (休憩) 一名退席

C氏：要望書の1枚目「～差別助長以外のなにものでもない」当事者の方が県の住宅課と話しこの条件は地域住民の不安解消のためだと電話ではっきり言われた。～ためであるという仮定ならはっきり聞きたいのと、なぜ一律の押し付けになるのか？

障害福祉課課長補佐：入居の条件になりえるのか、八つの条件がある。資料の居住サポート事業のイメージに書いている。入居しようとする方の支援をするのがサポート目的。近隣の方、云々ではなく入られる方のサポートが福祉サイドの本来の目的。相談支援事業など福祉サービス、就労にあわせて居住サポートもやっていくのが私たちから見ると適した事業所。

C氏：調子を崩した時にどこに相談したらいいかという地域住民側の不安の解消のように書いてあるが、私たち当事者も地域の住民の一人なのに、これには地域と当事者が別のように書いてある。北九州のようなサポートを受けたいとは思わない。地域側の不安という漠然とした感情で24時間サポートを押し付けるのはせつなく県営住宅に入れるようになるという一歩前進しんしたはずなのに差別の助長となるのではないのか。不安や指摘にはどう答えてもらえるか。

障害福祉課課長補佐：北九州の表現はあるが、私たちも内容を含めて確認していく。

B氏：(判例を読み上げ) 公営住宅に契約して住む人に学校の規則のようなものがついている。行政が住民の意見を聞かず行政が作り上げて言っている。洗濯の自由がない。借家借地法の点で24時間サポートをつけさせていただくは判例上つけるのは行きすぎではないかと思われる。

住宅管理課長補佐：法に基づいて条件をつけ、申し込みをしてもらい承諾をする。条件付されたから民法上の契約ではないというのは。

B氏：私が言いたいのは民法九〇条に抵触するような感じがするんですがと。

住宅管理課長補佐：そこらになるとサポート事業の中身になるので私にははっきりした事は言えない立場。

A氏：再度確認ですが、障害者基本法二条・二十六条の規定があるなら、24時間サポートがなくても入居させるべき、それが本筋。1600人の受け入れはどう考えているか？それだけの整備が出来ないから県営にお願いしますよとそこまでいっているのか、そこまで進んでないと思う。単身入居受け入れ条項の二項は撤廃してほしい。

住宅管理課長補佐：施行規則があり、六条の四項がある。一七条の法改正で支援事業があれば単身でも入居可能とする道筋。

A氏：道筋はわかるがどこに書いてあるか、六十条のその根拠は？規則？施行記録のどこに含まれているか？

住宅管理課長補佐：17年12月26日の厚労省と国交省が一緒に会議。

A氏：自分が言ってるのは、省令111の規定にサポート事業を受けてないといけないという付則が、どこにかいてあるか？

住宅管理課長補佐：政令の中で六条で言ってる。

A氏：それは条例ではなく、公営住宅施行規則二十四条二項のことか？それは手帳のこと。そういった要綱の中で24時間サポートを受けないといけないとは書いてない。会議の時に意向が来たかもしれないが省令の中にあるのか？確認してください。

住宅管理課長補佐：無い。解釈をどうするかの問題。

A氏：1級でも2級でも居住権があり入居できる、自立支援法に関係なくグランドデザインが出される前から話されてきた。就労問題も一緒。既存の法律で出来ない事をサポート事業が出来たからくっつけようというのは違うと思う。

住宅管理課長補佐：公営住宅はもともと世帯向けで単身用ではない。

A氏：だから改正されたわけですね。

住宅管理課長補佐：17年2月、単身者の入居の間口を広げてきた。

A氏：否定はしない。良いこと。自立支援法が施行され、改正されるまで入れなかったという行政の責任もある。法的根拠がない。選択肢がない。公営住宅は常時介護が必要な人など、1級でも出来る人もいる。

住宅管理課長補佐：市町村の委託事業の仕組み。事業の仕組みとしては24時間サポート、指定相談支援事業者など入っているのでも市町村に委託と入っているのでも我々は市町村に委託となる。

A氏：市町村が県営に入居したいと要望があり、県が整備。しかし全体的に整備していないところもあり、整備していないところも選択肢が必要。第六条 二・三で入居できるはず。整備できるまで待っていればって言われると主旨が違ってくる。

住宅管理課長補佐：整理するとともに単身の入居は出来ない。

県 議：その部分話し始めると時間がかかるので私としては議論で確認できるところをまとめる。

1. 当事者が地域生活できるよう外堀を埋める。地域住民の意識啓発が必要。共に生きる作業が大事。
2. 具体的な取り組みは当事者を含め協議する事で矛盾点が明らかになった、協議を進めながら改革を進めていく。
3. 入居が出来る事の一定の評価はしているが単身条件の付加は人権侵害の問題を抱えている。

4. 行政当局、住宅管理課、苦心して国が出したものをサンプルにして県も何とかできないか考えている。

福岡県にはそぐわない。サポート事業も十分ではない。実態を踏まえて行政内部で検討してもらう。私たちは誰かが誰かをサポート理念はわかっている。だが強制はされたくない。輪作りが基本理念。住宅管理課・障害福祉課のみなさんには充分協議していただき要望も整理されているので対応をお願いしたい。

11:35分 住宅管理課 3名 退席

県 議：話をしている基本的な認識はどうなっているか？駐車場の問題、知的身体はあるが、精神障害者駐車許可証ない。(警察庁を例に駐車券について説明)厚労省は一生懸命考えているのに徹底されていない。教育委員会・警察庁含め自立支援法の周知徹底していないように思うが。

障害福祉課課長補佐：公営住宅関係も含め、どうするかサポート事業もメニューとして入れたが、住宅管理課が精神を理解しているかと言われると何とも言えない。事業をやっているところしか認められない。

県議：同じ庁内として意思疎通が必要。若干のそごが出てきているのではないかと思う。

A氏：県の施策には前向き福岡の特色ある。福施策にしては各所轄縦横を横軸もプロジェクトなど進めなければ。定期的にどんな問題を扱っているか、何が最重要か話し合っていく。周知徹底のための情報の流し方。普通の県民としての位置づけとして偏見差別の解消。障害者の権利条約、国内法の整備。住宅就労もそう国レベルもそうだし、県レベルも関係各所交えて2、3年先を見据える。

障害福祉課課長補佐：県営住宅への入居は単身は身体や高齢者はあった。障害者自立支援法が作用して身体から知的精神まで広がってきた。これはいい事で地域への移行、しかしはたして一人で住んで大丈夫か？というサポート事業に対しての部分がですね。

県 議：程度区分の条件があいまい。サポート事業が「～ねばならない」であればもう一方も「～ねばならない」小さな変革の一步。

C氏：4枚ものの最後。地域のサポート体制。専門職、地域のサポートを受けて生活している人がいる。精神の1級の仲間でも家にいる事で安心して暮らしている人もいる。利用料を払うぐらいなら作業所に通わず他の所へと考える当事者も出てきている。福祉サポートを受けないと、と押し付けるのではなく、社会参加広がっているから、障害者＝自立支援法とこりかためるのではなく、柔軟に対応。

G氏：県の対応が市に比べ入居者や事業主体に事務レベルでも冷たすぎる。

障害福祉課課長補佐：自立支援法で県が一括して窓口となった。こちらの手落ちもあり不十分な対応、謝罪します。

県 議：私も単身入居をなんとかしてくださいと頼まれ、サポートがあると入りやすくなると思っていたが、そこに潜む問題を分かっていない自分がいた。(小学5年生の「共に生きる」を例に話)精神障害に対する理解の為にいた。まだまだ精神に対する理解は十分ではない。私どもも努力する。共に生きていくためこのような場で私も勉強になっている。障害福祉課の方に意見を反映理解いただく。

11:55分 解散